

I 相互応援の一般事項

1. 本手引きの目的

本手引きは、地震等緊急時において、日本水道協会及び会員水道事業体等による相互応援の仕組みと、これに関わる水道事業体の役割や応援活動の留意事項等を明確にすることにより、会員相互間で行われる応急給水、応急復旧等の相互応援活動を迅速かつ円滑に実施し、被災した水道事業体の給水を早期に確保することを目的としている。

個々の会員にあっては、本手引きの目的を達成するために、その内容や意義について日頃から職員に周知徹底しておく必要がある。

同時に、地震等緊急時においては、被災水道事業体や応援水道事業体に限らず、全ての水道事業体が積極的に関与する姿勢を持つことが重要となる。

なお、本手引きにおいて使用する主な用語の定義は、次のとおりである。

主な用語の定義

日本水道協会救援本部

震度 5（強）以上の地震等の発生をうけ、被災水道事業体の属する地方支部長等との協議により、大規模な支援が必要と判断された場合に、被災後 24 時間以内に日本水道協会に設置され、被災情報の集約や国・関係団体等との連絡調整等を行う機関。

情報連絡調整担当水道事業体

発災直後は、被災水道事業体が自ら被害情報や応援要請を発信することが困難なため、被災水道事業体に赴き、被害情報を集約し、連絡等の一元化を図り、被災水道事業体と協議しながら応援要請の規模や内容等を決定する等の役割を担う水道事業体。

先遣調査隊

日本水道協会救援本部が、震度 6（強）以上の地震が発生した場合等において、応急給水や応急復旧等に必要な情報を収集する目的で、被災水道事業体に対して派遣する調査隊。

水道給水対策本部

被災水道事業体に設置され、一般行政部局の災害対策本部との情報連絡調整の窓口、応援水道事業体の応援活動に対する指揮命令、応援水道事業体との職員派遣や資機材の調達等に関する調整を行う、現地の統括機関。

合議機関

発災直後から水道給水対策本部が設置されるまでの間、被災水道事業体及び先遣調査隊や情報連絡調整担当水道事業体からの派遣者等で構成される、応援要請の規模や内容等を決定する等の役割を担う機関。

広域災害

複数の都府県支部等において、他の都府県支部等に応援要請を行う必要がある被害を生じた災害。

大規模災害

水道施設や庁舎、市街地の消失など、水道水供給の再開のために、急復旧の範囲を超えた対応が必要となる災害。

中継水道事業体

遠方からの応援隊の移動に対し、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所等を提供するとともに、広域災害等で被災地の情報が明確でなく、応援先を確定できない場合に当面の目的地となる水道事業体。

支援拠点水道事業体

被災地の被害が甚大で、応援の長期化が避けられない場合や、物資の調達に支障が出た場合等に、効率的な応援体制の構築を実現する目的から、給水車への給水基地の提供、宿泊場所確保等の補助、情報連絡の補助等を行う水道事業体。

給水基地

応急給水隊（応急給水班）に水を補給する浄水場や配水池等。

応急給水拠点

避難場所や病院など事前に設定された地点、及び、仮設水槽等を設置した地点。

給水場所

応急給水拠点と巡回給水方式による巡回場所。

2. 応援要請

地震その他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合において、被災地方公共団体からの応援要請は応援活動の起点となる重要な行為であり、本来地方公共団体の「長」から「長」に対して行われるのが通常である。しかしながら、初動時は対応の迅速性が要求されることから、特に水道事業においては、日本水道協会を中心とした自主的な協力体制に基づいた応援要請及び応援活動がより有効と考えられる。

また、実際の応援要請に当たっては、地方支部の他、都府県支部及び地区協議会（以下「都府県支部等」という。）の枠組みにおける要請が原則となり、地方支部長の他、都府県支部長及び地区協議会区長（以下「都府県支部長等」という。）がその中心的な役割を果たすこととなる。

なお、地震等緊急時における被害状況等の情報連絡については、平常時から地方支部及び都府県支部等を中心とした情報連絡体制を確立しておくとともに、発災直後にあっては、被害情報の集約及び連絡等の一元化を図るため、情報連絡調整の担当水道事業体（以下「情報連絡調整担当水道事業体」という。）を決定し、迅速かつ円滑な情報連絡に努めるものとする。

【この節の内容】

1) 応援要請のルール

2) 情報連絡体制の確立及び応援の要請

1) 応援要請のルール

被災地方公共団体からの応援要請は、その要請を受けた地方公共団体の職員の派遣、資機材の調達、現地での応急活動、そして、それらの費用の負担といった応援活動の起点をなす重要な行為であるが、本来この応援要請は、災害対策基本法や地方自治法等を根拠に「長」が「長」に対して行い、水道事業管理者は「長」の指示によ

り行動するという流れが基本ルールとなる。

一方、多くの地方公共団体の実態として、水道事業に関する事務は地方公営企業であるということから、水道事業管理者限りでその事業運営がなされている場合がほとんどであり、また、日本水道協会の地方支部や都府県支部等を中心とした日常的な連絡・連携体制を背景に、既に近隣の水道事業体同士が自主的な協力体制を有している場合が多い。

そこで、この既存の協力体制に基づき、被災した水道事業体が他の水道事業体に対して直接応援要請を行うことは、現実的な対応であるとともに実効性の高い方法であると考えられる。

さらに、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）の教訓は、発災直後の混乱の中では、基本ルールの厳格な運用がかえって初動時の対応を停滞させてしまう危険性が高いことを示している。

以上のことを踏まえ、本手引きは応援要請における「長」と管理者の関係のような、それぞれの地方公共団体内部の関係にまで立ち入るものではなく、「実務者としての水道事業体等が、平常時から行っておくべき事項を踏まえたうえで現実的相互応援に関するルール」と位置づける。

2) 情報連絡体制の確立及び応援の要請

地方支部長及び都府県支部長等は、地方支部及び都府県支部等内であらかじめ地震等緊急時における協定を締結し、支部内の会員に対する情報連絡体制を確立しておくことが必要である。（P.91 資料－1 参照）

次のような地震等緊急時においては、この体制に基づき、地方支部長及び都府県支部長等を核とした情報連絡及び応援要請を行うこととなる。

- ・ 震度5（強）以上の地震

・その他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合
また、万一、情報連絡及び応援体制の核となる地方支部長及び都府県支部長等が自ら被災し、出動困難な場合に備え、あらかじめ隣接する地方支部長又は都府県支部長都市等へ職務の代行を要請できるような協定を締結しておくことが望ましい。

(1) 発災直後の対応

i. 情報連絡の流れ

地震等緊急時において各水道事業体は、日本水道協会の地方支部組織等を拠点とする情報連絡体制に基づき、被害状況及び応援状況等の早急な情報連絡を行う必要がある。

情報連絡の流れを図 I - 1 に示す（P.7 参照）。

なお、この情報連絡体制下においては、被災水道事業体、被災水道事業体が属する都府県支部長等（以下「被災都府県支部長等」という。）及び被災水道事業体が属する地方支部長（以下「被災地方支部長」という。）並びに日本水道協会水道救援対策本部（以下「日本水道協会救援本部」という。）は次のような役割を担い、情報連絡等を行うことになる。

被災水道事業体

- ・水道施設に対する被害情報、応援要請の有無を被災都府県支部長等に連絡する。なお、発災後間もない段階でも、必要な給水車の台数等の具体的要請項目があれば、順次連絡を行う。

被災都府県支部長等

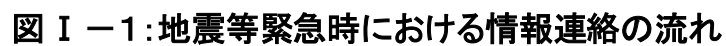
- ・被災水道事業体から得た被害情報、応援要請の有無を被災地方支部長及び都府県支部・地区内の水道事業体に連絡する。また、被災規模等によっては情報連絡調整担当水道事業体の役割を担う。特に、小規模水道事業体が被災した場合には被害状況を把握し、応援要請の要否の確認に努める。

被災地方支部長

- ・被災都府県支部長等から得た被害情報、応援要請の有無を日本水道協会救援本部及び地方支部内の都府県支部長等に連絡する。また、応援要請の範囲が複数の都府県支部等にわたる場合には、情報連絡調整担当水道事業体の役割を担う。

日本水道協会救援本部

- ・厚生労働省との連絡調整を密に行い、本協会会員以外の水道事業体及び簡易水道事業体の被害状況についても情報の共有化を図るとともに、被災地方支部長及び被災都府県支部長等と被災都道府県の衛生主管部局との間においても連絡調整が密になるよう厚生労働省に対し働きかけを行う。
- ・厚生労働省から支援要請に関する文書を早急に取得するよう努めるとともに、応援隊を派遣する地方支部長や都府県支部長等に要請文を発信する。
- ・被災地方支部長から得た被害情報を他の地方支部長及び関係各省（総務省等）並びに関係団体（日本水道工業団体連合会（以下「水団連」という。）、全国管工事業協同組合連合会（以下「全管連」という。）等）に連絡する。



ii. 情報連絡調整担当水道事業体の決定

発災時には、被災水道事業体が直接被害情報を連絡したり、応援要請を行ったり、各都市からの照会への対応を行うことが困難となる場合があることから、情報連絡調整担当水道事業体は必要に応じて要員を被災水道事業体に派遣し、所要業務に従事させることができるものとする（後述する日本水道協会救援本部が派遣する先遣調査隊と同様の役割を担うこととなる）。

このため、発災直後に迅速な対応が図れるよう、都府県支部等及び地方支部内において情報連絡調整担当水道事業体を平常時からあらかじめ定めておくことが必要となる。

広域災害等により、あらかじめ定めた情報連絡調整担当水道事業体が活動できない場合は、次によって決定するものとする。

- ① 応援の要請が被災水道事業体の属する都府県支部及び地区協議会（以下「被災都府県支部等」という。）内の水道事業体で対応可能な場合…当該都府県支部長等が決定。
- ② 応援の要請が地方支部内の他の都府県支部等や他の地方支部に及ぶ場合…被災地方支部長が決定。
- ③ 複数の他の地方支部からの応援が必要な場合…日本水道協会が決定。

なお、現地において水道給水対策本部が立ち上がった場合は、その情報連絡調整担当水道事業体の機能は水道給水対策本部に吸収される。

iii. 情報連絡調整担当水道事業体の役割

- ・被災水道事業体と直ちに連絡をとりあい、必要に応じて現地に要員（情報連絡調整担当水道事業体職員又は近隣水道事業体職員等）を派遣する。
- ・被災水道事業体と協議しながら応援要請の規模、内容等を決定する。
- ・被災水道事業体、日本水道協会（本部、地方支部、都府県支部等）等と協議し、応援要請を行う対象水道事業体を決定する。
- ・応援活動における指揮命令系統を確立する。
- ・応援活動状況を把握する。

iv. 日本水道協会救援本部の設置

震度 5（強）以上の地震等緊急時において、大規模な支援が必要であると判断される場合には、日本水道協会は被災地方支部長等から意見を聞き、発災後 24 時間以内に日本水道協会救援本部を設置する。

なお、被災地方支部長、被災都府県支部長等においても、同様の対策本部を設置する体制づくりをしておく必要がある。

v. 日本水道協会救援本部の役割

ア) 日本水道協会救援本部の主な業務

- ・被災情報の集約
- ・応援活動状況の情報集約と応援要否の確認
- ・応援活動における水道事業体との連絡調整
- ・厚生労働省、総務省等関係各省との支援に関する調整
- ・政府調査団等への協力支援
- ・水団連や全管連等関係団体への情報提供及び協力要請

イ) 日本水道協会は日本水道協会救援本部の設置後、速やかに全ての地方支部長にその設置の周知を図るとともに、必要に応じて応援要請を行う。

この際、被災水道事業体及び関係機関と密接な連絡のもと、現地での集結場所を確認するとともに、現地へ至る道路情報を収集し、応援水道事業体へ連絡する。

ウ) 日本水道協会救援本部の行う応援活動の調整は、被災規模により、地方支部長、都府県支部長等と密接な連絡をとりながら行う。

エ) 他の地方支部からの応援を要する場合、日本水道協会救援本部は、各地方支部長に対して支部内の水道事業体の応援可能な態勢の概要報告書（人員、資機材、期間：P. 94 資料－2 参照）の提出を要請し、地方支部長は日本水道協会救援本部へ、都府県支部長等は都道府県水道担当部署及び地方支部長に概要報告書を送付する。

オ) 日本水道協会救援本部は、被災水道事業体の要望や情報連絡調整担当水道事業体等からの連絡に基づき、応援活動の対象となる地区に地方支

部を割り振り、地方支部長に出動を要請する。

カ) 日本水道協会救援本部は、被災規模、被災地との距離及び被災水道事業体の要望等を総合的に勘案するとともに、水道事業体間の協定等に配慮しながら、応援水道事業体を割り振る。

vi. 先遣調査隊の派遣

震度6（強）以上の地震が発生した場合又は日本水道協会救援本部長が必要と判断した場合には、日本水道協会救援本部は直ちに現地に先遣調査隊を派遣する。この先遣調査隊は、被災水道事業体及び情報連絡調整担当水道事業体と協力しながら、早期段階で現地の被害状況を把握し、以下に例示するような情報を収集し、地方支部及び都府県支部等へ連絡すること等により、円滑な応援要請の調整及び応援活動に寄与するものとする。

なお、現地において水道給水対策本部が設置された場合、先遣調査隊は一定の役割を終えた後、水道給水対策本部に吸収されることが想定される。水道給水対策本部が設置されなかった場合、日本水道協会救援本部長の判断により、その役割を終えるものとする。

＜先遣調査隊が収集する情報例＞（P. 114 資料－10、P. 139 資料－19 参照）

○応急給水のための情報

- ・断水区域、通水区域
- ・断水戸数、断水人口
- ・災害時重要施設（病院等）の情報

○応急復旧のための情報

- ・基幹施設の被害状況（水源・取水・導水・浄水・送水・配水施設）
- ・復旧対策の状況
- ・復旧見通し

vii. 応援水道事業体の出動準備態勢

発災後の迅速な情報収集、応援活動を行うため、近隣の水道事業体及び地方支部長・都府県支部長等は震度に応じた応援の準備態勢を整える（P. 11 表 I－1 参照）。

また、通常業務時間帯のみならず夜間、休日等においても早期の出動準備態勢の確立が図られるよう、職員参集方法や役割分担等をあらかじめ決めておくとともに、職員に対する周知徹底を図っておくことが重要である。

なお、出動準備の整った車両は書面によって、所属する都府県支部長等や地方支部長に連絡を行う（P.96 資料－3 参照）。

表 I－1 応援準備態勢の段階区分

段 階	発令の時期	態 勢
注意態勢	震度 5（弱）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行し得る態勢とする。
警戒態勢	震度 5（強）の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を行うとともに、被災水道事業体の要請に応じて出動できる態勢とする。
非常態勢	震度 6（弱）以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を密に行うとともに、応援体制の準備完了後、被災水道事業体の要請に応じて直ちに出動できる態勢とする。

（震度階級は気象庁の「計測震度」による）

viii. 中継水道事業体の決定

広域災害時等においては、遠方の応援水道事業体から長距離の移動が必要なこと、並びに、情報不足により現地入りが困難な場合が想定されることから、車両の待機場所や応援隊員の休憩場所の提供等、応援水道事業体の移動補助を目的とする中継水道事業体を決定する場合がある。

中継水道事業体は、応援活動が被災水道事業体の属する被災都府県支部等内の水道事業体で対応可能な場合には被災都府県支部長等が、地方支部内の他の都府県支部等や他の地方支部からの応援が必要な場合には被災地方支部長が、応援が複数の他の地方支部からの必要な場合には日

本水道協会が決定する。

ix. 中継水道事業体の役割

- ・ 応援車両の待機場所や職員の休憩場所の提供
- ・ 応援地が決定されるまでの当面の目的地

なお、中継水道事業体は、後日の費用精算に関する問題を避けるため、その役割を担うに際して庁舎や敷地を活用する等、特段の費用が発生しないよう留意する必要がある。

(2) 応援の要請

応援の要請は、情報連絡体制と同様に地方支部及び都府県支部等を核とする要請を原則とする。

ただし、発災直後の応急給水については迅速性が要求されるため、隣接する都府県支部等による相互応援など、地方支部の枠組みを越えた取り組みも有効である。そのため、他の地方支部に比較的近い都府県支部等にあつては、災害時にどこへ応援要請をすれば迅速かつ円滑な応急活動が行えるか事前に検討し、必要に応じて当該都府県支部等が属する地方支部長と調整を図りながら、他の地方支部に属する都府県支部等と応援協定等を締結することが望ましい。

また、被災水道事業体に集結した関係者（被災水道事業体、日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等）は、合議機関を設置し、応援要請の内容決定を行う（当該機関はその後、水道給水対策本部に移行する）。

なお、本協会会員以外の水道事業体及び簡易水道事業体に対しても、都道府県等の行政機関からの要請がある場合には、本協会会員と同様に応援活動を行う。

応援要請の流れを図 I - 2 に示す（P. 13 参照）。

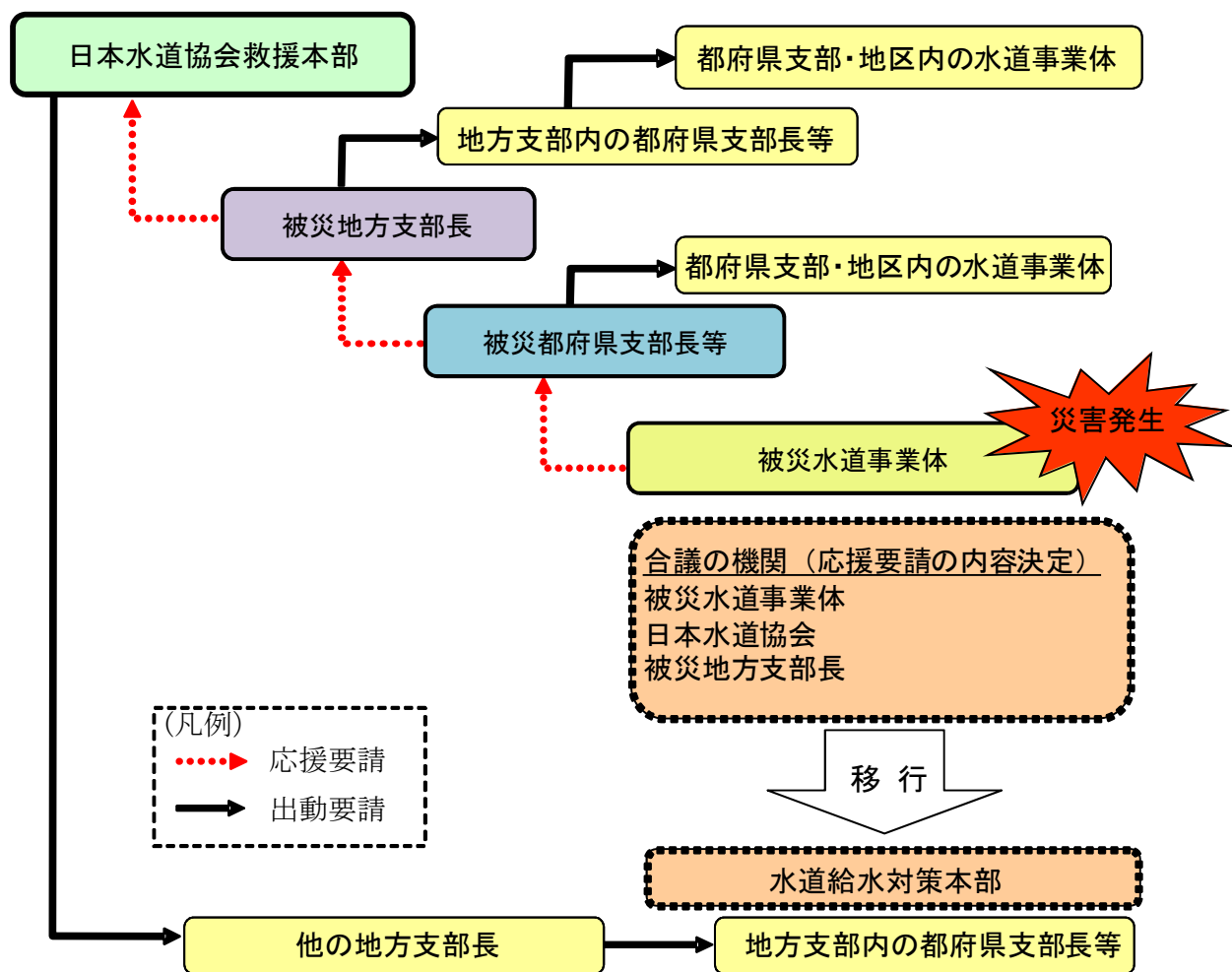


図 I - 2: 地震等緊急時における応援要請の流れ

- ※1 応援要請は、「被災水道事業体→被災都府県支部長等→被災地方支部長→日本水道協会救援本部」の流れで行われる。
- ※2 ① 応援の内容が被災都府県支部等内部の水道事業体で対応可能な場合には、被災水道事業体より都府県支部長等に応援要請を行い、都府県支部長等は、その都府県支部・地区内の水道事業体に出動要請を行う。
- ② 応援の内容が他の都府県支部等に及ぶ場合には、さらに都府県支部長等は地方支部長に応援要請を行い、地方支部長はその地方支部内の都府県支部長等に応援要請を行う。応援要請を受けた都府県支部長等は、その都府県支部・地区内の水道事業体に出動要請を行う。
- ③ 応援の内容が他の地方支部に及ぶ場合には、地方支部長は日本水道協会救援本部に応援要請を行い、日本水道協会救援本部は他の地方支部に応援要請を行う。応援要請を受けた地方支部長はその地方支部内の都府県支部長等に、当該都府県支部長等は、その都府県支部・地区内の水道事業体に出動要請を行う。

(3) 応援隊の出動

i. 応援活動への出動

応援隊は、原則として日本水道協会救援本部及び都府県支部長等からの応援要請に基づいて出動することとし、出動車両については書面によって、所属する都府県支部長等や地方支部長に連絡を行う（P. 96 資料－3 参照）。

なお、広域災害の初動期等には、応援隊の出動等に次の様な状況も想定される。

- ・ 応援先に関する情報が十分に得られない状態での出動。
- ・ 応援先未定のまま、中継水道事業体等を当面の目的地としての出動。
- ・ 応援水道事業体毎ではなく、給水車毎での応援先割り当て。
- ・ 被災水道事業体に到着後、活動の機会が得られず待機。

こうした状況は、初動期の混乱によりやむを得ないものではあるが、可能な限り回避すべきであるため、水道給水対策本部、日本水道協会救援本部、被災都府県支部長等や被災地方支部長などの全ての関係者は、常にその解消に取り組む必要がある。

ii. 被災地に関する情報収集等

応援隊の出動に際し、応援水道事業体は情報連絡調整担当水道事業体又は日本水道協会救援本部等を通して被災地の情報収集に努める。発災直後の情報収集においては、通信利用の集中等により情報連絡手段が遮断されることが想定されるため、非常用通信手段の確保に努める必要がある。

情報収集においては、非常用通信手段として通常の電話回線以外の携帯電話、業務用無線等の通信機器を持参し情報連絡を行うこととなるが、通信機能が回復した場合は、文字や画像等による情報が伝達可能な電子メールの活用も有効である。

特に、業務用無線を持参する場合には、周波数帯の集中による混信や事故防止のため次の事項に留意する。

- ・各応援水道事業体は無線設備の移動範囲の変更について、所管地区の電気通信監理局へ無線局変更申請を行う。
- ・各応援水道事業体は被災水道事業体へ、持参する無線電話の周波数を事前に連絡する。
- ・被災水道事業体は、当該水道事業体及び一般行政部局の防災行政無線や業務用無線の周波数をあらかじめ調査整理しておき、応援水道事業体の持参する無線電話の周波数を考慮して、応援水道事業体に対して無線電話の使用範囲の区分、使用の限定、持込みの禁止等を指示する。
- ・特に、無人の配水池やポンプ場の監視制御、配水池の緊急遮断弁の作動等のシステムに無線回線を利用している場合は、誤作動が考えられるため注意が必要である。

3. 水道給水対策本部の設置

水道給水対策本部は、一般行政部局の災害対策本部との情報連絡調整の窓口、応援水道事業体の応援活動に対する指揮命令、応援水道事業体の後方部隊との職員派遣や資機材の調達等に関する調整を行う現地の統括部署として位置付けられ、応援活動を的確に実行するためには不可欠である。

また、現地における応急給水及び応急復旧作業に関しては、応援水道事業体等によって編成された応急給水隊及び応急復旧隊によって行われるものとするが、被災水道事業体の規模等を考慮して各隊に幹事応援水道事業体を設置し、水道給水対策本部との間で応急活動状況等に関する情報の密な連絡調整を行うものとする。

【この節の内容】

1) 水道給水対策本部

2) 応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊

1) 水道給水対策本部

(1) 水道給水対策本部の組織

水道給水対策本部は、水道の早期復旧を目的として、発災当初から被災水道事業体に設置されるものである。なお、被害が甚大であり、大規模な応援が必要である場合等には、被災水道事業体の判断により、被災水道事業体を中心として、日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等によって構成されることも想定される。この場合、必要に応じて厚生労働省、都道府県衛生主管部局や応援要請を受けた他の地方支部長が参画することもある。

なお、関係者（被災水道事業体、日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等）で編成された合議機関は、一定の役割を果たした後、被災水道事業体の水道事業管理者を本部長とする水道給水対策本部に引き継がれる。

水道給水対策本部の組織例を図 I－3 に示す（P. 20 参照）。

（２）水道給水対策本部の役割

水道給水対策本部は次の役割を担う。

それぞれの分担については、水道給水対策本部を構成する被災水道事業体、日本水道協会、被災地方支部長、被災都府県支部長等で協議のうえ決定する。

i．水道給水対策本部長（被災水道事業体の水道事業管理者）

- ・水道給水対策本部の活動における意思決定

ii．総括指揮担当

- ・日本水道協会救援本部との連絡調整
- ・一般行政部局の災害対策本部との窓口調整
- ・被害状況の把握と応援要請内容の確認
- ・関係団体（水団連・全管連等）との連絡調整

iii．応急給水指揮担当

- ・断水・通水状況及び応急給水活動状況等に関する情報の集約と応援要否の確認
- ・応急給水計画の作成
- ・応急給水隊の設置
- ・応急給水隊の指揮命令
- ・応急給水活動に必要な情報の収集と伝達
- ・自衛隊等との連絡調整

iv．応急復旧指揮担当

- ・基幹施設の被害状況及び応急復旧活動状況等に関する情報の集約と応援要否の確認
- ・応急復旧計画の作成

- ・ 応急復旧隊の設置
- ・ 応急復旧隊の指揮命令
- ・ 応急復旧活動に必要な情報の収集と伝達
- ・ 応急復旧活動に必要な資機材等の調達

v. 後方支援担当

- ・ 住民等への広報業務に関する補助
- ・ 応援水道事業体の宿舎等の手配に関する補助
- ・ 応援車両の駐車場所の確保や諸手続き等に関する補助
- ・ ボランティアグループ等への連絡調整に関する補助

2) 応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊

(1) 応急給水隊・応急復旧隊の組織

水道給水対策本部の本部長は、被害の状況や被災水道事業体の事業所の配置等を考慮して、応援水道事業体の応急給水隊・応急復旧隊を配備する。応援水道事業体は、連絡調整員及び作業隊員を指定された事業所等に派遣する。

なお、応援水道事業体の職員派遣に関しては、ベテラン職員や応急対応経験者等を含めることが望ましい。

(2) 応急給水隊・応急復旧隊の役割

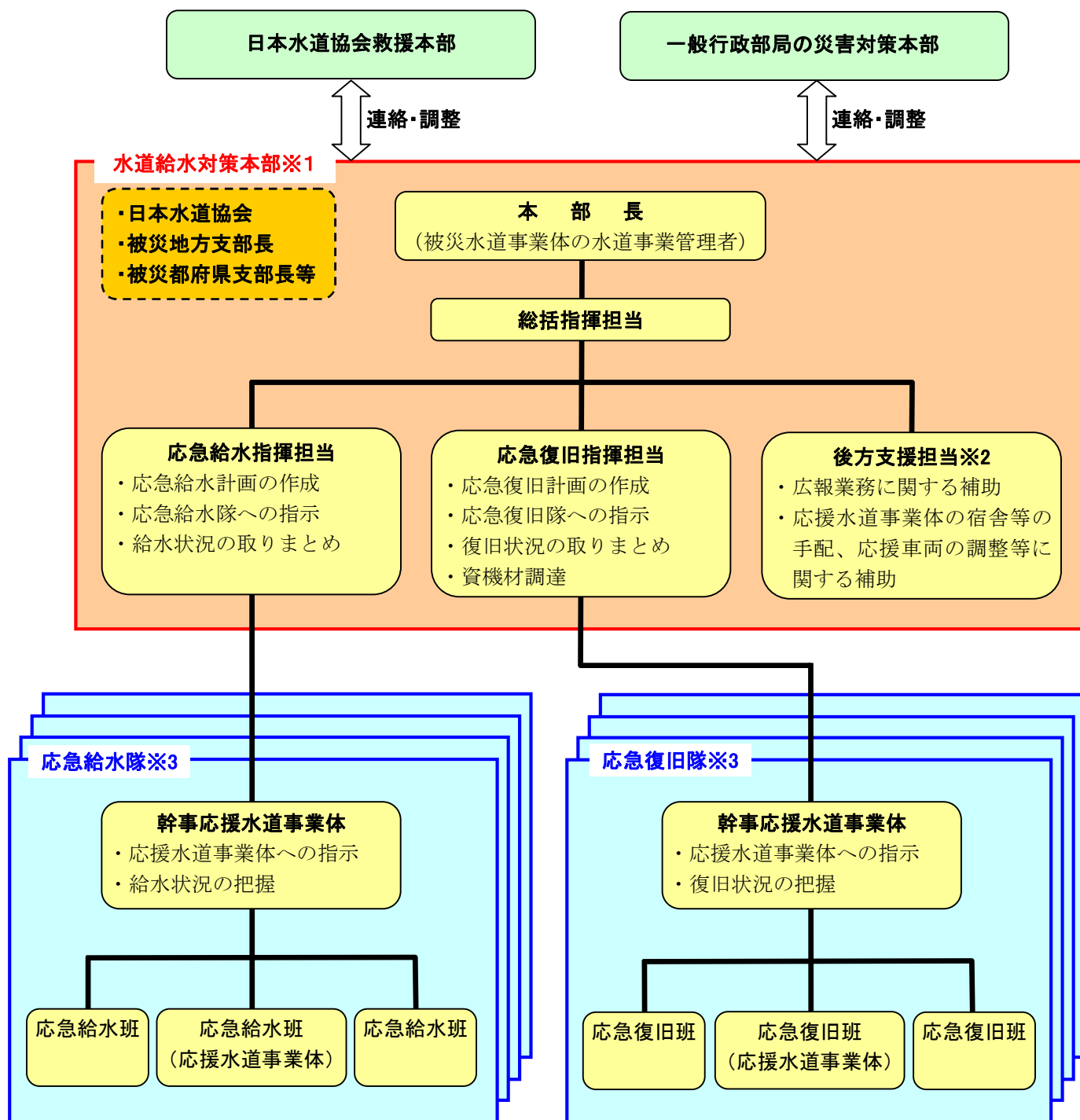
- ・ 被害状況の把握
- ・ 応急給水・復旧活動状況等の情報把握と応援要請の調整
- ・ 水道給水対策本部との連絡調整
- ・ 応急給水及び応急復旧作業
- ・ 作業実施方針の策定

- ・被災水道事業体の事業所や営業所等との応急活動方法の調整
- ・地元自治会等との協力体制の構築

(3) 幹事応援水道事業体の設置

水道給水対策本部と応援水道事業体との連絡調整を効率的に行うため、応急給水隊及び応急復旧隊それぞれに幹事応援水道事業体を設置する。なお、幹事応援水道事業体の決定に当たっては、大規模災害等の場合には大都市を優先する等、被災水道事業体の規模に応じて決定する必要がある。

また、被災が広範囲であったり、分散している場合等に、応急給水・応急復旧作業を区割りして実施する場合は、複数の応急給水隊・応急復旧隊に分け、それぞれに幹事応援水道事業体を設置する。



※1 水道給水対策本部は、被災水道事業体を中心として日本水道協会、被災地方支部長及び被災都府県支部長等により構成されることも想定される。

※2 後方支援担当は、水道給水対策本部の各担当が実施する応急給水・応急復旧等の応急対策活動を支援するため必要な活動を行う。

※3 応急給水隊・応急復旧隊は、被害の状況や被災水道事業体における事業所の配置等を考慮して設置する。本図は応援水道事業体が応急活動を実施する場合の例である。

図 I - 3: 水道給水対策本部の組織例

4. 費用負担の基本的な考え方

水道事業体の財源は「受益者負担」の原則により徴収される水道料金であることから、地震等緊急時に他の水道事業体に対して応援を行った場合の費用負担は、応援水道事業体の水道の利用者である受益者の利益を損なわないものとするべきである。

したがって、応援水道事業体が応援を行うに当たり特別に費用を要した場合には、その費用は被災水道事業体の負担とするのが、費用負担の基本的な考え方である。ただし、職員の人件費等（給料等）で応援水道事業体が平常時から必要とする費用は、応援活動に係わった費用であっても、平常時と同様、応援水道事業体が負担する。

また、応急給水及び応急復旧に要した費用については、国による財政措置が適用されるため、その仕組みをあらかじめ理解しておくことが重要である。

【この節の内容】

- 1) 応急給水・応急復旧における費用負担
- 2) 先遣調査隊の派遣に係る費用負担
- 3) 応急給水・応急復旧費用に対する国庫補助等
- 4) 中継水道事業体・支援拠点水道事業体の費用

1) 応急給水・応急復旧における費用負担

各費用科目に関する負担の基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 人件費等

応援職員の人件費等のうち、その職員の職員たる身分に基づき（応援の有無にかかわらず本来的なものとして）支給されている給料及び手当は応援水道事業体の負担とするが、応援活動に伴い別途支給される超過勤務手当等の手当及び旅費については、被災水道事業体の負担とする。

（２）管材料費

応急復旧に使用する材料の調達等に要する費用は、被災水道事業体の負担とする。

（３）工事請負費

応援復旧に従事した工事事業者に支払う工事請負費は、被災水道事業体の負担とする。なお、工事請負費の算定に当たっては、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件（工事の規模、所要日数等）等を十分に考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

（４）車両、機材等の費用

応援に要した車両、機材等の燃料費、修理費、賃借料は、被災水道事業体の負担とする（機材や救援物資を輸送するため車両を賃借した場合を含む）。

（５）滞在費用

応援職員の被災都市での宿泊や食料に係る経費は被災水道事業体の負担とし、それを補完する目的で応援職員が携行する食料や生活用品等については、応援水道事業体の負担とする。

（６）その他事務費等

応援に要する消耗品の購入費や関連経費は、被災水道事業体の負担とする。

（７）補償関係費用

応援職員の被災補償費は出張中の公務災害補償に係るものであり、応援水道事業体の負担となるが、応援職員の傷病に対する応急的な治療費については、被災水道事業体の負担とする。

また、第三者に損害を与えた場合の補償金は、応援作業中のものは被災水道事業体が負担し、往復途上のものについては応援水道事業体が負担する。

以上の基本的な考え方を踏まえ、表Ⅰ－２に具体的な費用の負担区分を示す（P.23 参照）。

表 I - 2 費用の負担区分一覧

	被災水道事業体が負担すべき費用	応援水道事業体が負担すべき費用
人件費等	超過勤務手当、深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手、直管等	
工事請負費	工事請負費（材料費、労務費、機械器具損料、諸経費等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費（弁当） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服（防寒服・割当のない職員分・クリーニング代） 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な治療費 第三者に対する損害賠償金の負担 「応援作業中」	応援職員の災害補償費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担 「往復途上」

※応急復旧費用に関する負担区分については、応援水道事業体と被災水道事業体との間で、協定を締結する必要がある（P.98 資料－4 参照）。

2）先遣調査隊の派遣に係る費用負担

日本水道協会による先遣調査隊は、震度6（強）以上の地震が発生した場合又は日本水道協会救援本部長が必要であると判断した場合に、被災水道事業体に対し派遣されることになるが、この際、当該派遣に要する旅費等の実費相当額は日本水道協会にて全額負担することとする。

ただし、国又は都道府県等から非会員に対する先遣調査隊を派遣するよう要請があった場合は、会員水道事業体同様、先遣調査隊を派遣できるものとするが、その際生じる費用等については、別途協議を行うものとする。

3) 応急給水・応急復旧費用に対する国庫補助等

(1) 応急給水に係る国庫補助

現在、応急給水に関する国庫補助等の財政措置には、以下のものがある。

①「災害救助法」に基づく国庫補助金

②「特別交付税に関する省令」に基づく特別交付税措置

災害救助法は、「災害に際し、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること」を目的としており、これによる救助の概要は以下のとおりである。

- ・災害救助法による救助（水道においては「飲料水の供給」）は、都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助する。
- ・救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む）は、被災都道府県が支弁する（ただし、実務においては、補助する市町村が繰替支弁し、被災都道府県に請求することとなる）。
- ・救助費用が 100 万円以上の場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じて国庫負担がある。
- ・飲料水の供給を実施できる期間は、災害の発生の日から 7 日以内とされている。ただし、救助の程度等により、弾力的運用が図られる場合がある（被害が甚大であった東日本大震災では、2 ヶ月に延長の後、「当分の間、実施して差し支えない」とされた）。

(2) 応急復旧に係る国庫補助

水道施設の応急復旧事業費に係る財政措置には、以下のものがある。

①「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に

基づく国庫補助金

②「地方債同意等基準」等に基づく地方公営企業等災害復旧債

③「特別交付税に関する省令」に基づく特別交付税措置

また、上記の他にも、都道府県補助や災害の規模によっては時限措置として特別に補助制度等の要綱が策定されることがある。

なお、応援水道事業体が国や地方公共団体等から応援に要した費用の補填を受けた場合には、応援費用総額から補填額を差し引いた残りの額を被災水道事業体の負担とする。

一般的な財政措置を表Ⅰ－３（P. 26 参照）に、過去の大規模地震における特別措置を表Ⅰ－４（P. 27 参照）に示す。

4) 中継水道事業体・支援拠点水道事業体の費用

中継水道事業体や支援拠点水道事業体では、可能な限り特段の費用が発生しないよう留意する。やむを得ず費用が発生する場合には、関係する応援水道事業体や被災水道事業体と負担に関する合意調整を行うとともに、応援水道事業体や被災水道事業体の経費として精算が可能な費用（P. 23 表Ⅰ－２参照）に限定することが望ましい。

表 I - 3 災害時における財政措置一覧

経費区分	措 置 先	関 係 省	根拠法令等	措置財源	比 率	備 考
応急給水経費	被災都市 (一般会計)	厚生労働省	災害救助法 第33条	都道府県 負 担 金	10/10	・災害対策基本法第67条に基づく応援要請が必要 ・法律上想定されている経費の範囲は、災害発生の日から7日以内(旧厚生省告示H12・3・31告示第144号による) ・救助の事務を行うのに必要な費用も対象となる ・都道府県が災害救助法第33条により負担した費用については、同法第36条により都道府県に対する国庫補助有り
	応援都市 (一般会計)	総 務 省	特別交付税に 関する省令 第5条1-1-イ-7	特別交付税	1/2 (交付税のため 割落とし有り)	・被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った応援等について、一定の基準により算定した額
応急復旧経費	被災都市 (水道事業会計)	厚生労働省	上水道施設災害復 旧費及び簡易水道 施設災害復旧費補 助金 交付要綱	国庫補助金	1/2～8/10	・補助率 1/2、但し、M6.0以上の地震による場合で一定の要件を満たした場合の補助率は2/3、火山活動による場合で一定の要件を満たした場合の補助率は8/10
	被災都市 (一般会計)	総 務 省	「地方債同意等 基準」等	地方公営 企業等 災害復旧債	国庫補助金控 除後の 事業費全額	・高料金団体において一定の基準に従った一般会計からの繰り入れがあった場合、地方交付税に関する省令第2条1-1-10及び第3条1-3-イ-13により都道府県及び市町村に対し交付税措置有り
	応援都市 (一般会計)	総 務 省	特別交付税に 関する省令 第5条1-1-イ-7	特別交付税	1/2 (交付税のため割 落とし有り)	・被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行った応援等について、一定の基準により算定した額

※実際に国庫補助金及び企業債等の申請を行う場合は、関係法令委及び要綱等により対象事業及びその他要件について十分な確認を行う必要がある。

表Ⅰ－４ 過去の大規模地震における応急復旧経費に関する特別措置

措 置 先：被災都市（水道事業会計） 関 係 省：厚生労働省 措置財源：国庫補助金

地震名 (発生年月)	根拠法令等	比 率	補助対象及び要件
兵庫県南部地震 (平成 7 年 1 月)	阪神・淡路大震災 に係る水道施設等 の災害復旧費 補助金交付要綱	8/10	イ．阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 21 条に規定する事業に係るもの ロ．イの事業に水道用水を供給する水道用水供給事業に係るもの
		1/2	ハ．イ及びロ以外の事業に係るもの ニ．イ、ロ及びハの欄に掲げる施設以外の給水の施設 ホ．イ、ロ及びハの欄に掲げる施設のうち管路の漏水調査で請負に係るもの
新潟県中越地震 (平成 16 年 10 月)	新潟県中越地震 に係る水道施設等 の災害復旧費 補助金交付要綱	8/10	イ．水道施設及び飲料水供給施設に係るもので、査定事業費が現在給水人口 1 人あたり 1 万円以上、又は 1 億円以上
		1/2	ロ．水道施設及び飲料水供給施設に係るもので、イの欄に掲げる事業以外のもの ハ．イ又はロの欄に掲げる給水の施設に係るもの
新潟県中越沖地震 (平成 19 年 7 月)	新潟県中越沖地震 に係る水道施設等 の災害復旧費 補助金交付要綱	2/3	イ．水道施設及び飲料水供給施設に係るもので、査定事業費が現在給水人口 1 人あたり 1 万円以上、又は 1 億円以上
		1/2	ロ．水道施設及び飲料水供給施設に係るもので、イの欄に掲げる事業以外のもの ハ．イ又はロの欄に掲げる給水の施設に係るもの
東北地方太平洋沖地震 (平成 23 年 3 月)	東日本大震災 に係る水道施設等 の災害復旧費 補助金交付要綱	80/100～ 90/100	イ．財政援助法第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体である県又は市町村
		規約で分担について定めた割合をイの補助率に乗じたものの和	ロ．イの特定被災地方公共団体である県又は市町村のみが加入する一部事務組合
		分担割合をイ、二及びホの補助率に乗じたものの和	ハ．イの特定被災地方公共団体である県又は市町村が一部加入する一部事務組合
		2/3	ニ．イ、ロ及びハ以外の地方公共団体であって、査定事業費が現在給水人口 1 人あたり 1 万円以上、又は 1 億円（簡易水道事業の場合 5000 万円）以上
		1/2	ホ．イ、ロ及びハ以外の地方公共団体であって、ニの欄に掲げる条件を満たさない場合 ・上記に掲げる施設以外の給水の施設 ・上記に掲げる施設のうち管路の漏水調査で請負に係るもの

※実際に国庫補助金及び企業債等の申請を行う場合は、関係法令及び要綱等により対象事業及びその他の要件について十分な確認を行う必要がある。

5. 労働災害等の基本的な考え方

災害時の応急給水・応急復旧等の応援作業に従事する際、被災地の現場では、地盤が緩んでいる等通常の作業とは諸条件が異なることから、土石流災害、土砂崩壊災害及び重機災害などの各種労働災害や公衆災害が懸念されるところである。そのため、作業に従事する水道事業体の職員や工事事業者の従業員は、的確な指揮命令系統の構築や日々の危険予知活動等によりこれらの災害発生リスクに備えておく必要がある。

しかしながら、万が一こうした労働災害が発生した場合には、復旧の遅延をはじめ、財産の損失、事業中断、人的損失、賠償責任等、水道事業体及び工事事業者は企業体として大きな損害を受けることとなり、結果として、「刑事上の責任」、「民事上の責任」、「行政上の責任」及び「社会的（道徳的）責任」等の責任を負うことになる。

したがって、水道事業体及び工事事業者はこれらの損害に対して迅速かつ適切に対応する必要がある、また、事前にこれらの損害を軽減できるような措置（各種保険への加入等）を取っておく必要がある。

【この節の内容】

- 1) 労働災害の取り扱い
- 2) 第三者に対する損害賠償の取り扱い
- 3) その他の事故等の取り扱い

1) 労働災害の取り扱い

(1) 水道事業体職員

応援のため被災地へ出動し、応援業務に当たる応援水道事業体の職員の扱いは、平成7年の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）での例によると、出張扱いとするとの判断が当時の自治省より示されており、今後もそれを参考に考えるべきである。また、新潟県中越地震、能登半島地震、新潟県中越沖地震及び東日本大震災等、近年の大規模な地震の際にも、応援水道事業体は出張扱いとしている現

状である。

したがって、応援作業中の労働災害については出張中の公務災害として取り扱うこととし、地方公務員災害補償法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

(2) 工事事業者

応援作業中の労働災害については、労働者災害補償保険法の範囲内において補償の適用を受けることができる。

なお、建設業の場合、元請負人が下請負人の労働者の分まで労災保険に加入しなければならない（強制加入）。この場合、実務的には元請負人から「労災保険加入証明書」等を提出させることが必要となる（提出がない場合は、作業等を行わせないことにする）。

また、政府管掌の労災保険でカバーしきれない部分については、想定されるリスクに応じて民間の損害保険会社の保険（法定外補償条項、使用者賠償責任条項等が入っている保険等）を利用することが望ましい。

2) 第三者に対する損害賠償の取り扱い

応援作業中に生じた事故等により第三者に損害を与えた場合の賠償は、原則として被災水道事業体が負担する。ただし、被災水道事業体の負担に関しては、「使用者責任」（民法第715条）に根拠を置くため、応援作業は、被災水道事業体の指示に基づいて行っていることを明確にしておく必要がある。

なお、被災水道事業体への往復の途上で生じたものは、応援水道事業体が負担する。

3) その他の事故等の取り扱い

被災水道事業体における応援作業に着手後は、応援水道事業体の機器、工具の修繕等に関わる費用は、原則として被災水道事業体の負担とすることが適当である。

なお、被災地との往復途上におけるこれらの費用については、応援水道事業体の負担とする